

最高裁秘書第338号

平成31年2月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年10月15日付け（同月17日受付、最高裁秘書第4224号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「基本資料及び重要な証拠収集（作成）方法」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

基本資料及び重要な証拠収集（作成）方法

